

税理士法人あかり会計

札幌市中央区南4条西6丁目晴ばれビル5階

TEL 011-330-7711(代表) FAX 011-330-7722

ようやくしのぎやすい季節になりましたが、いかがお過ごしでしょうか。

9月には秋分の日がありますが、秋分の日とは、太陽の通り道である「黄道」と、地球の赤道を天にまで延長した「天の赤道」が2点で交わり、その交点のうちの一方を「春分点」、もう一方を「秋分点」と呼びます。そして、太陽が春分点・秋分点の上を通過する日をそれぞれ「春分の日」、「秋分の日」と呼び、何日になるかは毎年微妙に異なります。ちなみに今年は9月23日です。

これからは朝夕も冷え込んでまいりますので、お身体には十分お気を付け下さい。



## ～インフォメーション～

あかり会計ホームページをリニューアルしました！

下記HPアドレスにて耳より情報を掲載していきますので、是非ともアクセスして下さい。

<http://akari4.com/>



## ～9月の税務カレンダー～

9/11

8月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付

10/2

7月決算法人の確定申告＜法人税・消費税・法人事業税・法人住民税＞

1月決算法人の中間申告＜法人税・消費税・法人事業税・法人住民税＞(半期分)



～トピックス～

## 遺産分割、配偶者優遇へ

相続法制の見直しを検討している法制審議会（法相の諮問機関）の相続部会は、婚姻期間が20年以上の夫婦のどちらかが死亡した場合、生前に故人より贈与を受けた住居は遺産分割の対象にしないとする案を取りまとめました。また個人の預貯金についての遺産分割前の仮払制度の創設も盛り込んでいます。法務省は8月上旬から約1ヶ月半の間、意見公募（パブリックコメント）を実施。その結果を踏まえ、年内に要綱案を取りまとめ、来年の通常国会で民法改正案を提出するそうです。

遺産分割は、亡くなった被相続人が保有していた不動産や預貯金、有価証券等の遺産を相続人で分け合う制度。現行制度では、居住用の土地や建物は遺産分割の対象であり、生前贈与をしても住居を含めて分け合うこととなります。そのため残された配偶者が遺産分割によって住居の売却を迫られ、住み慣れた家から追い出される可能性があります。

試案では、結婚から20年以上の夫婦間で、生前贈与するか遺言で贈与の意思を示した居住用の建物や土地は、遺産分割の対象から除外するとしました。配偶者は住居を離れる必要がないだけでなく、他の財産の取り分が増えることとなります。

また試案では、個人の預貯金について、遺産分割が終わる前でも生活費や葬儀費用の支払いのために引き出しやすくする「仮払制度」の創設を盛り込みました。昨年に最高裁が「被相続人の預貯金は遺産分割の対象」とする判断を示したことを受け、遺産分割の協議中でも預金を引き出しやすくするために創設されることとなりました。

< 情報提供：エヌピー通信社 >